

介護分野

就職支援金

貸付のご案内

他業種で働いていた方々等へ介護分野での就職をサポートします!!

貸付額

20万円以内

※無利子
※一人当たり一回限り

対象経費

介護分野に新たに就職する際に必要となる費用で次のようなものが対象となります。

- 子どもの預け先を探す際の活動費
- 介護に係る講習会参加経費、参考図書等の購入費
- 介護職員等として働く際に必要となる靴や道具または鞆等の被服費
- 転居を伴う場合に必要な転居費
- 通勤用自転車等の購入費

貸付対象者

*次の要件をすべて満たしている方

- 山口県に住民登録がある方
- これまでに介護分野で介護等の業務に就いた経験がない方
- 介護職員初任者研修以上の研修を受講し、修了した方(※1)
- 山口県内の介護保険サービス事業所等に介護職員等として就職した方(※2)
- 再就職準備金または障害福祉分野就職支援金の貸付を受けたことがない方

(※1) 就職日の1年前から就職日までの1年間に修了した研修に限る。

(※2) 介護保険サービス事業所等については裏面参照。

返還免除の条件

- 山口県内の介護保険サービス事業所等に介護職員等として就労した日から2年間、引き続き、これらの業務に従事したときは、全額が返還免除されます。

※2年間とは在職期間が通算730日以上であり、かつ従事した日数が360日以上です。

※返還の免除要件を満たさなくなった場合、返還となります。



申請書提出・問合せ先

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

山口県福祉人材センター (介護分野就職支援金貸付担当)

〒754-0041 山口市小郡令和1丁目1番1号 KDDI維新ホール3階

TEL:083-902-2355



山口県福祉人材センター

検索

申請方法

＊様式は問合せ先までご請求ください。

○下記の書類を提出してください。※就職後6ヶ月以内に申請し受理されたものに対して審査し貸付します。

1. 介護分野就職支援金貸付申請書（実施要綱別記第9号様式）

2. 誓約書（実施要綱別記第1号様式）

※本人と連帯保証人が連署、押印。（連帯保証人は実印とし、**印鑑登録証明書**（発行日から3ヶ月以内）を添付）
収入印紙（200円）を貼り、割印を押印してください。

3. 就職した事業所の**就労証明書**（県社協指定様式）

4. 介護職員初任者研修以上の研修修了証の写し

5. 世帯全員の**住民票**（発行日から3ヶ月以内）

6. 前年分の世帯全員の**所得証明書（最新のもの）**（発行日から3ヶ月以内）

※前年分の所得証明書が発行できない場合は、前々年分の所得証明書

資金交付までの流れ

1. 申請書類を受理後、1ヶ月程度で結果通知を送付します。受理日によっては、1ヶ月以上かかる場合があります。

（注）申請書類に不備等がある場合は、受理できません。

2. 貸付決定通知とともに送付する口座振込申出書（実施要綱別記第11号様式）を提出後、3～4週間程度で借受人が指定する本人名義の口座に資金を振り込みます。

連帯保証人

日本国内に住所を有する連帯保証人が必要です。

連帯保証人は、貸付を受けた者と連帯して債務を負担するものとします。

貸付金の返還

次の場合は、貸付金を返還していただくことになります。

- 貸付決定を解除されたとき
- 死亡したとき、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき（業務従事中の死亡を除く）
- 山口県内の介護保険サービス事業所等において介護職員等の業務に従事しなくなったとき
- 虚偽その他不正の方法により貸付を受けたことが明らかになったとき
- その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

（表面※2）介護保険サービス事業所等とは？

- 居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等をいう）を提供する事業所若しくは施設
- 第一号訪問事業（同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業）を実施する事業所
- 第一号通所事業（同法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業）を実施する事業所

＊貸付対象となる主な介護サービス＊

- ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・通所介護 ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 ・特定施設入居者生活介護
- ・通所リハビリテーション ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型特定施設入居型生活介護 ・複合型サービス 等



ご案内には概要を記載していますので、介護福祉士修学資金等貸与実施要綱等はホームページをご覧ください。

（2023年2月作成）